

農村地域への工業導入計画とその現況及び展望



とその現況及び展望

工業導入の基本的考え方

本県農業の近代化を促進するための基本的方向と対策については、熊本県農業計画に示されているとおりであるが、農村に工業を導入することによって、農業の就業構造改善を図ることは、その一つの重要な柱となっている。

米の生産調整やみかん価格の下落など近年、農業はきびしい情勢に立たされているが、農業生産基盤の整備、農業技術の発展、あるいは規模が大きく生産性の高い経営を実現する過程から生まれる農業労働力の余剰を受け入れるための対策を講ずることは重要な問題となってきた。

また、大都市および先進工業地帯に立地している工業は、近年過密の弊害が顕著となり、輸送効率の低下、労働力、工業団地の不足などその立地環境が悪化した地方への立地を検討する企業が増加してきている。

このような農業と工業の情勢から、農村地域に計画的に工業を導入して地元での雇用の増大をはかり、従来、県外に流出していた農家の新規卒業者、離農者、出稼ぎ者が、地元で就業できる機会を作りだすとともに、農家の経営規模の拡大にも結びつけようということである。

農村地域工業導入促進法と制度の概要

このようなねらいをもって「農村地域工業導入促進法（以下「法」という。）」が制定された。法は大きく区分すると二つの内容からなっている。

まず第一は、工業の導入、その工業への農業従事者の就業、工業導入と平行して農業構造の改善を一体的に促進するため「計画制度」の創設に関する事項、第二は、計画で定めた事項の実現するための金融面の配慮、税制上の優遇措置などに関する事項である。

1 計画制度

国は工業導入に関する指針として昭和四十六年十一月に昭和五十年を目標とする「基本方針」を定め、これを受けて昭和四十七年三月「工業導入基本計画」を策定した。さらに、この基本計画に基づいて、県と市町村は「工業導入実施計画」を策定し、具体的な工業の導入を図ることとなっている。

工業導入実施計画の内容は、工業導入地区の設定、導入すべき工業の業種工場用地と農用地との利用の調整、労働力の需給の調整および農業従事者の就業の円滑化ならびに公害防止に関する事項等である。

2 計画の対象地域

本県では、新産都市計画区域のうち都市計画区域として建設大臣から公示

された十市町村（熊本市、荒尾市、北部町、飽田町、天明町、富合町、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町）を除く八十八市町村が計画の対象地域である。

3 税制上の優遇措置

まず、農地を工場用地に提供した農家の譲渡所得税については、百五十万円の特例控除が認められ、一般の場合の百万円より優遇される。また、立地企業に対しては、事業用資産の買換えの場合の特例と減価償却の特例が認められる。さらに、地方公共団体が立地企業に対して、事業税、不動産取得税または固定資産税を減免した場合は、国が地方交付税でその減取分を補填することができることになっている。

4 金融措置

実施計画に基づいて導入された企業および工場用地の造成を行なう非営利法人に対して、新たに農林中央金庫からの融資の道が開かれたほか、地方公共団体および非営利法人が、農林中金等農協系統資金を活用して、工業用地の取得、造成を行なった場合は、国が利子補給を行なう。このほか、開発銀行等による必要資金および起債枠を確保し、金融面からも工業の導入を促進する。

5 農業構造の改善措置

工業の導入と相まって農業構造の改善を強力に推進するため、第二次農業

構造改善事業に配慮するとともに、工業導入関連農業基盤整備事業に特別枠が設けられた。

6 農家の雇用措置など

導入される工業に農業従事者が円滑に就業できるようにするため、国は関係団体の協力を得て、雇用情報の提供職業紹介を充実し、職業訓練の実施、職業転換給付金などの支給の充実に努める。また、就業改善センター（職業訓練、研修、集会、託児所などを含む総合施設）の建設をはじめとする工業導入特別対策事業を行なうこととなった。

国の基本方針のあらまし

- 1 工業出荷額ベースでおおむね九兆円の規模の工業を農村地域へ導入する。
- 2 この工業へ雇用される労働力は、おおむね百万人を予定し、このうち農業従事者六十万人を就業させ、特に中高年齢層と出稼ぎ者の地元就業を促進する。このため、職業相談、職業指導の実施体制を作り、農村地域への簡易訓練施設などを設けて手当を支給しながら職業訓練を実施する。
- 3 導入される工業に一万五千ヘクタール以上の工業用地を確保する。
- 4 導入される工業は、成長性と雇用効果が高く、かつ公害のおそれのない内陸型の業種を中心とする。
- 5 工業導入とともに、農業生産基盤の

整備開発、効率的な機械、施設の導入、経営規模の拡大、農地保有の育成など農業構造の改善を進める。

県の基本計画のあらまし

1 導入工業の業種と目標

- (1) 業種 農業および林業の振興に関する食料品、木材などの業種に留意するとともに、特に機械、電気、輸送機器、鉄鋼などを重点業種とする。
 - (2) 規模 目標年次における工業出荷額ベースで、おおむね千三百億円の規模の工業を導入する。
- この工業出荷額に対応する労働力として二百四十人、工業団地として五百ヘクタールを見込む。

(3) 工業導入地区

県が定める地区（二十ヘクタール以上の地区）五一六地区
市町村が定める地区（二ヘクタール以上の地区）三十一三十五地区
農村地域への工業の導入に当たっては、特に公害の防止に留意するほか、地域社会との調和、地場産業との協調、適正な土地利用に努める。

2 工業への農業者の就業目標

二万四千人の新規雇用労働力のうちおおむね一万六千人の農業従事者（農業従事者一万二千人、農家の新規卒業者四千人）を導入工業に就業させることとし、中高年齢者、出稼ぎ労働者の雇用を特に促進するとともに適正な労働

働条件の確保に努める。

3 農業構造の改善目標

農業計画の示すところによる。

4 工場用地と農用地等との利用調整方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域以外の土地を対象として工業導入地区を設定する。この際、従来から国、県に登録してある工業適地を優先する。

また、農業基盤投資が行なわれ、現に良好に管理利用されている地区の農用地は、原則として工業導入地区には含めない。なお、工業導入地区の設定に伴い農道、水路の分断、農業用水からの工業用水の取水、水利権の調整、工場排水にかかる農業用排水路の使用等については、地域の実情に基づき、実施計画において明らかにする。

さらに、農用地を工場用地に提供した農家から代替地あっせんの中出があった場合は、地元農業委員会等の協力を得て、その実現をはかる。

5 工場用地等の施設整備

工業団地化の促進と相まって、事情の許すかぎり公共団体等による工業用地の先行取得造成に努め、地価の安定を図る。

また、九州縦貫自動車道および国道の建設整備を促進するとともに主要県道、一般県道の整備を進め、基幹的道